

整理番号	消防一法申一 5
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物施設の完成検査
概 要	消防法では、設置許可申請の審査において設計図書等をもとに書面審査を行い、技術上の基準に適合していると認められた危険物施設について許可を与えていますが、具体的に設置された危険物施設の位置、構造及び設備の状況が許可された計画に従い基準に適合するように作られたか、市長の行う完成検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	・消防法第11条第5項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成検査は、申請に係る製造所等が消防法第10条第4項に規定している技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおり完成しているかどうかを確認します。</li> <li>・完成検査の結果、申請に係る製造所等が消防法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおり完成していると認められる場合は完成検査済証を交付します。</li> <li>・特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（圧力タンクを除く。）について危険物の規制に関する規則第22条の4第1項に定めるタンク本体に関する工事を含む変更の工事が行われた場合は、当該屋外タンク貯蔵所の完成検査時に当該工事に係る部分について気密性に異常がないことを確認するための資料の提出を求めるものとします。</li> </ul>
標準処理期間	標準処理期間表A区分に掲げる製造所等の設置許可申請に係るもの＝6日間 標準処理期間表B区分に掲げる製造所等の設置許可申請に係るもの＝4日間 標準処理期間表C区分に掲げる製造所等の変更許可申請に係るもの＝6日間 標準処理期間表D区分に掲げる製造所等の変更許可申請に係るもの＝4日間 標準処理期間表 (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000307/307817/20180821hyou.pdf)
経由日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	製造所等の設置又は変更の工事が完了したとき
提出方法	設置又は変更の許可を受けた者は、危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）完成検査申請書又は移送取扱所完成検査申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第8又は第9）による申請書を大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置又は変更の許可に係る完成検査（危険物施設区分、設置又は変更、指定数量の倍数、容量等）によって異なります。</li> <li>・詳細は、大阪市消防手数料条例をご覧ください。(http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)</li> </ul>
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	